

平成29年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
1	H29.6.7	以前は個人でも応募できたと思いますが、法人でないと応募できないのでしょうか。現時点では個人ですが、法人にする期間の猶予はいただけないでしょうか。	昨年度より応募資格に「法人であること」を加えており、応募は法人に限られます。よって、応募締切日(7月14日)時点において法人である必要があります。応募締切日以降の申込みは受付いたしません。
2	H29.6.7	連携施設として、当法人が運営する幼稚園を考えていますが、同法人が運営する場合でも協定書は必要でしょうか。	同一法人が運営する施設間で連携する場合には、協定書の提出は不要です。その代わり、連携する旨を証明する書類の提出をお願いいたします。 (例)連携する旨を決定した法人理事会の議事録の写し、覚書等
3	H29.6.7	給食を別棟(隣接する施設)で作り、屋外を通過して搬入したいと考えております。加熱・保存等の設備がある配膳室を設け、調理室は設置しないことは可能でしょうか。	給食を外部搬入(※)する場合、調理設備を設置して調理室を設けないことも可能です。ただし、屋外を通過して搬入する上で十分に安全面・衛生上の対策を取っていただくことが必要であり、具体的にどのような配慮等を行うのか確認させていただきます。

※給食を外部から搬入できる施設は、連携施設や同一の法人等が運営する保育所、小規模保育事業等に限られます。

平成28年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
1	H28.6.14	「2 応募できる方」(2)①ウの「設置者が他事業を行っている場合、小規模保育事業以外の事業を含む設置者全体の決算において直近3会計年度において連続して損失を計上していないこと。」とは？	ここでいう損失とは、当期純利益(最終的な会社の利益)が3か年連続で赤字であるという意味です。
2	H28.6.14	保育室を地下に設けることはできるか？	保育室を地階に設置する場合、以下の建築基準法等の規制を満たすことが必要になりますので、確認のうえ個別にご相談となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・居室の採光及び換気 建築基準法第28条(居室の採光及び換気)及び建築基準法施行令(第19条) ・直通階段の設置 建築基準法施行令第120条 ・2つ以上の直通階段を設ける場合 建築基準法施行令第121条
3	H28.6.14	本年、登録予定の合同会社でも応募可能か？新規のため、過去の実績がありません。	審査は新会社に対して行いますので、新会社の財務状況が確認できる書類は必要になります。なお、財務審査は公認会計士に委託して実施していますが、公認会計士からの指示により、追加の書類等を求める場合があります。
4	H28.6.14	施設長に関して、認可外保育施設指導基準を満たした証明書の発行を受けていた保育施設での勤務した証明書等は必要か？	必要です。
5	H28.6.14	総定員の範囲内で年齢ごとの面積基準を守った上での年齢別の定員超過は可能か？	総定員の範囲内であれば、年齢別の定員は超過してもかまいませんが、年齢別の面積基準、職員配置、受け入れによる翌年度以降の影響等も考慮した上で判断が必要です。
6	H28.6.14	改修費等補助の備品にコピー機とシュレッダーは含まれるか？	含めてもかまいません。備品は単価20,000円以上のものが補助対象となります。
7	H28.6.14	シックハウス検査は家具・備品・玩具類全て搬入を終えてからすべきか？	家具・備品等の搬入を終えてからシックハウス検査を行ってください。
8	H28.6.14	過去3か年の従事者の研修実績がわかる書類の提出は、今回保育事業に始めて参入の場合は、提出しなくてもよいのか？	研修実績がなければ、提出は不要です。
9	H28.6.14	延長保育料、一時預かり利用料は募集要領の資料2-2に記載されている金額を必ず設定しなければならないのか？	延長保育料、一時預かり利用料は、記載されている金額を設定してください。
10	H28.6.14	避難経路の2方向は賃貸したビル内に設置してある非常口も避難経路としてカウントしてよいのか？	図面を確認する必要がありますので個別にご相談ください。
11	H28.6.14	施設運営に係る3か年度の収支予算書は初年度の平成29年度から定員の19名で試算したものなのか？	必ず19名で試算するのではなく現実的な人数で試算してください。 (例えば1年目は16～17名、2年目は17～18名、3年目で18～19名など)
12	H28.6.14	夜間の認可外保育所を運営しています。(開園時間17時～翌朝4時) 自主整備をした場合、昼間(7時～19時)は小規模保育事業、19時以降は認可外基準での運営とし、重複時間帯17時～19時は小規模保育事業定員内での一時預かりとして夜間児童を受け入れることは可能ですか？	同じ施設で、昼間は小規模保育事業、夜間は認可外保育施設、という運営はできません。 (※H26年度の回答より)

平成27年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
1	H27.7.30	栄養士が使用する栄養価を計算するためのソフトを購入する予定だが備品の補助対象となるか？	コンピュータソフトは、備品の補助対象外となります。
2	H27.7.30	現在、個人事業主として認可外保育施設と経営していますが、直近3年間は損失を計上しているため、応募不可です。このため、新たに法人化をした後の応募は可能でしょうか？	新たに法人化した上で応募することは可能ですが、財務審査の際に個人事業主としての実績を確認させていただく場合がありますので、その際はご了承願います。
3	H27.7.30	個人事業主として、認可外保育施設を運営してきて今年3月に法人化(出資者は別)したばかりですので、3期分の決算書がありません。親会社の決算書でも可でしょうか？	審査は新会社に対して行いますので、新会社の財務状況が確認できる書類は必要になります。なお、財務審査は、公認会計士へ委託して実施していますが、公認会計士からの指示により、追加の書類等を求める場合がございますので、その際はご了承願います。
4	H27.7.30	募集要領「2. 応募できる方(2)③」について イ)日本保育協会等主催の施設長研修 ⇒具体的にどの研修を受講すれば良いのでしょうか？「保育所初任保育所長研修」でよろしいでしょうか？ ウ)経営者の社会福祉事業の知識及び経験 ⇒弊社経営者は「ケアマネージャー」「准看護師」の資格を有していますが、必要な知識、経験を有する基準を教えてください。	日本保育協会等主催の施設長就任研修とは「初任保育所長等(就任予定者)研修」のことです。 経営者の「社会福祉事業」の知識及び経験とは、保育所、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等、認可外保育施設指導監督基準を満たした証明書の発行を受けている保育施設での経験となりますので、「ケアマネージャー」や「准看護師」の資格は該当しません。
5	H27.7.30	連携施設を確保できた場合、保護者の意思関係なく卒園後は、その連携施設に入所しないといけないのでしょうか？ それとも、保護者の希望で他の施設にも入所できるのでしょうか？	連携施設(卒園後の受け皿)を確保した場合、卒園後は必ずその連携施設へ入所しなければならない訳ではありません。保護者の選択肢のひとつとして連携施設を選択することも可能ですが、そうでない場合は当然、他の施設へ入所することも可能です。
6	H27.7.30	沐浴設備は備わっていることが望ましいとのことですが、最低限必要な設備を教えてください。	説明会でお渡ししたQ&Aの1-16に記載のとおり、沐浴設備は備わっていることが望ましいですが、小規模保育事業の認可基準ではございませんので事業者の判断で必要な設備を設置してください。
7	H27.7.30	過去3か年の従事者の研修実績がわかる資料書類とありますが、保育従事者は開園が決まった後に採用しますので現在はおりません。その場合、こちらは何を提出すれば宜しいでしょうか。また、採用して間もない職員についても何を提出すれば良いか(前職時に受けた研修?)ご教示ください。	現在、運営している施設(複数施設を運営している場合は、最大3施設程度を任意に選択)があれば、その実績について提出してください。
8	H27.7.30	「連携施設」につきまして、弊社では当初より3歳以上児の保育の為に、その受入れ可能な建物を建設する予定で既に土地を取得しております。そこに新たに建物を建てる場合に「施設改修費等補助」の対象になるかどうか教えてください。また、建物を建てる費用については対象外となります。	今回の施設改修費等補助につきましては、新たに小規模保育事業所を開設するために必要な経費(改修費等、賃借料)を補助対象としております。ご質問にあるような3歳以上児の保育の為に、受入れ可能な建物を建てた費用については対象外となります。 ちなみに連携施設となり得る施設は、認可保育園、認定こども園、幼稚園に限られますのでそれ以外の施設(認可外保育施設等)は連携施設になることはできません。
9	H27.7.30	連携施設との連携内容について、卒園後の受入れ枠のみの内容でも可能ですか？ 可能な場合、連携施設との距離の条件はありますか？	連携内容については、卒園後の受入れ枠のみの内容でも可能です。 ※ただし、地域型保育事業者が連携施設に関する給付費を受けるためには、「保育内容の支援」、「代替保育」、「卒園後の受け皿」の3つ全てについて連携をしていないと給付を受けることはできません。 また、連携施設の距離の条件はございません。

平成27年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
10	H27.7.30	マンションのピロティ部分は、認められていますか。現況は、マンションの1階部分で一室となっており、周囲は完全に壁と柱もあります。事務所仕様となっており、建築確認もとれません。	ピロティであることをもって、認めないということはありませんが、小規模保育事業を実施するためには、建築確認を受けることのほか、小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を満たしていることが必要です。
11	H27.7.30	100㎡以上では、用途変更が必要ですか。	小規模保育事業は、児童福祉法第6条の3第10項の規定による事業であり、建築基準法に基づく児童福祉施設等に該当しないことから、小規模保育事業については、特殊建築物ではないため、用途変更の手続きは不要とします。
12	H27.7.30	当社が設立を検討している東口エリアに居住する子育て世代の方は、天候不順時等に室内で遊ぶ場所がなく困っているという話を伺いました。 そこで、小規模保育園内に「子育て支援室」のような園児以外の親子が遊びに来られるようなスペースを作れないかと考えています。 そのようなスペースを設けることが小規模保育事業の基準内の考え方として捉えることができるか。	ご質問にあるような園児以外の親子が遊びに来られるようなスペースとは具体的にどういったことなのかを確認してみないとわかりませんが、ご質問の内容だけを見るとそういったスペースを設けることが小規模の基準内の考え方と捉えることは難しいかと思われまます。 基本的には、小規模保育事業の施設は利用者に対するスペースなので園外の方が利用することは想定しておりません。

平成26年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
1	H26.10.30	トレーラーハウスで実施を検討しているが建築確認に時間を要します。期限はありますか。	<p>小規模保育事業を行う場合には、ご検討のトレーラーハウスについても、建築確認を受けることが必要になります。この際、本市では、本トレーラーハウスが間違いなく建築確認を受けられるか、工期を含めた手続きがH27.4オープンに間に合う内容か等を確認する必要があります。</p> <p>このため、事業応募の段階(協議書提出時)では、建築確認が間違いなく受けられること、確認に要する期間、必要な工事などについて、専門の設計事業者(平面図の作成を依頼する事業者など)から書面で意見をもらい、協議書に添付してください(実際に建築確認を受けるのは本公募事業者として決定を受けてからで構いません)。</p> <p>また、民間の建築確認機関では、事前協議を受け付けていることがあるので、設計事業者と相談の上、適宜事前協議をするなどしてください(本市の建築確認窓口では事前協議は行っておりませんので留意願います)</p> <p>なお、小規模保育事業を実施するためには、建築確認を受けることのほか、小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を満たしていることが必要です。</p>
2	H26.10.30	新耐震基準対応前に建築確認を受けた建物だが、耐震診断は11月12日までに完了する必要がありますか	10月24日の説明会では、締切の11月12日以降に直ちに事業者選定の審査を行う関係から、応募時点で検査を完了することを求める回答をいたしました。日程が短期である事情を踏まえ、本市が事業者の第一次選定を行う審査期間を考慮した日として、 11月20日まで に結果をお示しいただければよいことといたしました。なおこの場合でも、耐震診断結果以外の提出書類が11月12日時点で揃っていることは必要です。
3	H26.10.30	現在認可外保育施設を運営しています。市外の児童が在園している場合に、小規模保育事業となっても、引き続き預かることができますか	本市としては、新制度の施設・事業に移行する施設に現に在籍している仙台市外に居住している児童については、支給認定要件を満たしていれば、新制度移行後も継続入所することを可能とする方針ですが、具体的には児童の居住自治体との協議によりますので、個別のご相談となります。またこの場合であっても、児童が3歳未満児であること、施設の定員(最大19人)の範囲内であることが必要です。
4	H26.10.30	平成2年に建築確認済証が交付された建物ですが、耐震診断は必要ですか。	平成2年に建築確認を取得していれば新耐震基準を満たしていると考えられるので不用です。
5	H26.10.30	工事費の見積もりを、知り合いの業者に依頼してもよいでしょうか。	工事費の見積りは、入札する際の実施設設計の基本となるものですので、仙台市に指名登録している専門の設計事業者へ依頼してください。
6	H26.10.30	昨年度から14施設が開所しましたが、応募施設数を教えてください。	昨年度の応募施設数は12施設です。そのうち11施設とせんだい保育室から移行した施設3施設を合わせて14施設が開所しています。
7	H26.10.30	昼間は小規模保育事業、夜間は認可外保育施設としての運営は可能ですか。	同じ施設で、昼間は小規模保育事業、夜間は認可外保育施設、という運営はできません。
8	H26.10.30	現在在籍している児童数が、3歳以上児も含めて19名を超えているが、小規模保育事業になることは可能ですか。	<p>小規模保育事業の定員は児童福祉法により19人までとされていますので、それを超えた受入はできません。</p> <p>なお、小規模保育事業は3歳未満児を対象とした施設ですが、3歳卒園後の受入先がない(待機通知の提出が必要)など市が認める場合は、定員の範囲内であれば特例給付を受けて継続入所することが可能です。</p> <p>協議書提出の際に、来年度の在籍見込について一覧を添付してください。19名の範囲内まで減員することが難しい場合は、開所時期についてご検討いただくか、施設を分けて小規模保育事業と認可外保育施設を併設する方法があります。認可外保育施設を併設する場合は、共有設備がないこと、施設長は兼務できないこと、職員を共有できないこと、会計を別にすること等が求められます。</p>
9	H26.10.30	小規模保育事業開所にあたり、現在の認可外保育施設名を変更することは可能ですか。	可能です。
10	H26.10.30	銀行の融資証明の取得について、銀行から11月12日までに間に合わないと言われました。提出期限を延ばしてもらうことはできますか。	審査期間を考慮し、 11月20日まで ご提出いただければよいことといたしました。

平成26年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
11	H26.10.30	特に大規模な改修工事等の必要なく、各種条件に適合する設備となっているが、改修費等補助金を使用せずに申請をすることは可能ですか。	可能です。なお、改修費の補助金を受けなくとも賃借料補助金を利用する場合には、今回の公募事業として、申請していただく必要があります。全く補助金を受給しない場合の自主整備については、別途募集期間を設定する予定です。後日ホームページ上でお知らせいたします。
12	H26.10.30	自主整備で開園準備を進めている。開園時期は来年の5月となる見込みだが、5月から認可してもらえますか。	認可には外部の委員による審査が必要であるため、一定の受け付け期間を定めて対応する予定です。自主整備についても、随時の認可を行う予定はありません。来年度の募集時期が決まり次第お知らせします。なお、設備等に関する事前相談は随時受け付けますので、電話予約のうえご来庁ください。
13	H26.10.30	金融機関発行の残高証明書は、10月に取得したもので大丈夫ですか。	構いません。証明書等については、協議書提出前3ヵ月以内に発行された最新の内容のものを提出してください。ただし、「市税の滞納がないことの証明書」については協議書提出日より30日前以内に交付を受けたものを提出してください。
14	H26.10.30	連携施設の条件として(1)保育内容に関する支援(2)代替保育の提供(3)卒園後の受皿とあるが、すべての項目において連携する必要がありますか。項目ごとの連携は該当しないのでしょうか。	連携施設の設置は条件となっていますが、平成31年度までは経過措置期間として、設けなくとも認可することができるとされています。また、連携施設から受ける支援内容については、原則として全ての支援を受けることが想定されていますが、給食に関する支援や嘱託医による健康診断等に関する支援については、自園で調理する場合や事業所において直接医師に嘱託し健康診断等を実施する場合は不要であり、また、屋外遊戯場を有していると認められる場合は不要とすることも可能と考えられます。また、支援を受ける頻度については、小規模保育事業所の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くこととなります。卒園後の受皿については、平成31年度までの間については、3歳卒園児童が保育所等への入所を希望する場合には、市が入所選考のなかで一定の優遇措置を講じるなどの調整をする予定です。
15	H26.10.30	連携施設になるメリットがなければ、設置は困難と思われます。連携施設に対する国からの援助(連携対象施設のお願い文書、補助金等)はありますか。	公定価格(H29以降の質改善後)では、連携施設を設定していない場合には減額される仕組みとなっていますことから、連携施設を設定するために必要な経費は基本的に公定価格上算入されていることになっています。小規模保育事業者が公定価格の中から、連携施設に対して一定の費用負担をすることが想定されているものと考えられますが、具体的な運用は国の見解等を踏まえながら、今後整理していく予定です。
16	H26.10.30	小規模保育事業の保育料は施設で設定するのですか。	保育料は市が定める額となり、各施設で自由に設定することはできません。保育料は保護者の市民税の額に応じて区分されており、市が決定した区分に基づき保育料を徴収していただくこととなります。区分については説明会資料2をご覧ください。
17	H26.10.30	工事、備品等を合わせて少額の予定だが、金額に関わらず入札が必要となりますか。	予定価格に応じて、見積合わせ、入札を行っていただきます。 【工事】 予定価格が100万円未満 2者以上による見積合わせ 予定価格が100万円以上300万円未満 4者による指名競争入札 予定価格が300万円以上 6者による指名競争入札 【備品】 2者以上による見積合わせ 入札、見積合わせの方法や手続き、書類などについては事業採択事業者へ別途ご説明いたします。
18	H26.10.30	図面の作成を市の指名登録業者ではない業者に依頼済みだが、設計費用は全て自己負担となりますか。	協議の図面作成費用は、指名登録業者であるかないかに関わらず自己負担となります。協議の図面作成を依頼した業者と事業採択後、設計監理業務委託契約を締結していただきます。この委託契約(設計図書作成、工事の進捗管理)は補助対象となりますが、指名登録業者でない場合は補助の対象となりません。なお、協議段階では法チェックがなされた施設レイアウト図(寸法や想定される備品類を配置した後のもの)となります。入札用の詳細設計は事業採択された後に行っていただく予定です。
19	H26.10.30	開園後の定員変更は可能ですか。	可能です。

平成26年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
20	H26.10.30	月途中の入退所の場合の補助金、保育料を教えてください。	<p>月途中での入退所があった場合の給付費については、現在の認可保育所と同様の取扱いを想定しており、以下により計算することを予定しています。</p> <p>※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (保育認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設(事業所)においては20日</p> <p>保育料については、1/2(10円未満切捨て)を基本とします。</p>
21	H26.10.30	協議書提出書類の5.実施概要(15)「資金計画・収支予算・収支計画」と6.提出書類の(2)⑰⑱「収支予算書」は同じものを指していますか。	同じものを指しています。
22	H26.10.30	協議書6.提出書類(2)⑩「施設開所までのスケジュール」はどの程度書いたらいいのでしょうか。	工期、職員募集等についておおまかなスケジュールが分かるものを提出してください。
23	H26.10.30	備品について、1品2万円以上が対象とあるが、1品とは1種類を指しますか、1個を指しますか。	1個を指します。
24	H26.10.30	備品について、カタログ価格がオープン価格だった場合はどのように記載すればいいのですか。	参考見積をとって、その価格を記載してください。
25	H26.10.30	改修工事費はどのように算出したらいいのでしょうか。併せて見積はどうやってもらったらいいのでしょうか。	協議書に添付する計画図面の作成を依頼する設計業者に見積書を作成してもらってください。
26	H26.10.30	提出書類(1)⑦と(2)⑬⑭の書類は同じものと考えてよろしいのでしょうか。	(1)の⑦と(2)の⑭(年間事業費1/12の資金について確認する書類)は同じものです。(2)の⑬は施設整備にかかる財源根拠となるので別なものになります。資金について1つの口座で保有している場合は、1/12の資金と施設整備にかかる自己資金を足した額を確認します。協議の時点では、新たに口座を分ける必要はありません。
27	H26.10.30	提出書類の(2)⑱「3か年の収支予算書」は、園が増えた場合、予算に加えたほうがいいのでしょうか。	3か年の収支予算書は今回応募する施設の収支予算となります。
28	H26.10.30	4(2)「職員配置計画」で、まだ保育士が決まっていますがどう書けばいいのでしょうか。	どのような人材(資格の有無、経験年数等)をどのように(他の施設から異動、新たに募集等)確保する予定なのかについて記入してください。
29	H26.10.30	(3)①「過去3か年の従事者の研修実績の分かる書類」とありますが、これから採用していく従事者については用意できませんが提出必須ですか。	現在運営している施設(複数施設を運営している場合は、最大3施設程度を任意に選択)があれば、その実績について提出してください。
30	H26.10.30	(1)⑥の「監査結果通知書及びその回答の写し」は、市区町村が発行した「認可外施設の訪問指導の結果について」は該当しますか。	該当します。
31	H26.10.30	職員に関する基準の「有資格者配置」について、保育従事者を常時複数配置とあるが、土曜保育においても有資格者を常時複数配置しなければならないのでしょうか。また、パートタイムでも可能ですか。	A型については、保育従事者が全員有資格者であるため、土曜日においても保育従事者が複数配置で全員が有資格者であることが必要です。B型については、土曜日においても保育従事者は複数配置とし、そのうち有資格者割合は、2/3以上とすることが必要です(保育従事者が基準上2名配置となった場合には有資格者割合は1/2以上で可)。

平成26年度 小規模保育事業募集に関するご質問に対する回答

No.	掲載日	ご質問	回答
32	H26.10.30	「給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を配置しないことができる」とありますが、給食搬入施設から食事を搬入するのであれば、調理室、調理設備を設ける必要があるのでしょうか。	食事を搬入する場合であっても、温めなおしや子どもの体調に合わせて刻みを細かくするなど配慮することができるよう、加熱・保存など最低限の調理設備は必要となります。
33	H26.10.30	提出書類について正本1部、副本8部とありますが、副本とは正本のコピーを指しますか。	コピーを指します。
34	H26.10.30	現在運営している認可外保育園を閉園した後、新たに会社を設立し、現在の認可外保育園の園長、スタッフ共に引き継ぎ小規模保育事業の協議を進めることは可能ですか。	申請者が新会社ということになりますので、協議書提出までに会社を設立し、当該会社として協議書を提出いただくことが必要となります。 なお、賃貸物件の場合、実質的に名義変更と考えられる賃貸借契約の変更は、賃借料補助の対象外となりますのでご留意願います。
35	H26.10.30	新たに会社を設立するため、決算報告書、監査結果、施設監査結果などの書類をそろえることができませんが、現在運営している認可外保育園を譲渡という形で引き継ぐので現施設の書類で提出していいですか。	審査は新会社に対して行いますので、新会社の財務状況が確認できる書類は必要となります。なお、財務審査は公認会計士に委託して実施していますが、公認会計士からの指示により、追加の書類等を求める場合がありますので、ご了承願います。
36	H26.10.30	賃借料補助は新規に物件を借り上げた場合とありますが、既存物件を賃借する事業者へは支援はないのでしょうか。	公定価格の国の仮単価では、質改善後(平成29年以後)において、賃借物件で小規模保育事業を実施している場合に、賃借料加算(仙台市は定員13～19人の場合、児童一人あたり月額4,700円)が設定されています。(説明会資料4-1、4-2、4-4の3ページNo.13参照)
37	H26.10.30	連携施設の卒園後の受皿支援について、連携を承諾してもらった場合、優先的に入園させていただけるということでしょうか。	小規模保育事業所の卒園児童の保護者が連携施設への入園を希望する場合は間違いなく入園できるよう、小規模保育事業者と連携施設との間で予め協定書を交わすなど、しっかりとした準備が必要となります。
38	H26.10.30	現在認可外保育施設を運営しているが、小規模保育事業となった場合、在園児は3号認定を受ければ第一優先で今の保育園に残れますか。	3号認定を受けた仙台市在住児童であれば、定員の範囲内で継続して在園することを可能とする予定です。仙台市外の児童との場合については、No.3を参照ください。
39	H26.10.30	公定価格のシミュレーションで定員数が少ないほうが単価が高いようですが、収入が少ないので単価を上げてバランスを取っているのですか。	お見込みのとおりです。
40	H26.10.30	定員は最大19人でなくてもいいということですか。また1～2歳児のみの受入のように自由に設定していいですか。	定員は6人から19人の間で設定できます。また、1～2歳児のみの受入とすることも可能です。